

消 防 安 第 5 5 号  
平成 1 7 年 3 月 2 2 日

各 都 道 府 県 消 防 主 管 部 長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁防火安全室長

### 改正火災予防条例（例）の運用について

標記については、「火災予防条例（例）の一部改正について」（平成 1 7 年 3 月 2 2 日付け消防安第 5 0 号）により通知したところですが、その運用に当たっては、下記事項に十分留意の上、適正を期されるようお願いいたします。

なお、各都道府県消防主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

#### 記

##### 1 燃料電池発電設備に関する事項（第 8 条の 3 関係）

火災予防条例（例）（以下「条例（例）」という。）に新たに規定した燃料電池発電設備については、発電に必要な水素を作る改質器部分にバーナーを有することから、条例（例）第 3 条（炉）及び第 1 2 条（内燃機関を原動力とする発電設備）に係る規定のうち、燃料電池発電設備に必要な事項を準用していること。具体的には、建築物等及び可燃性の物品からの離隔距離に関する事項（第 3 条第 1 項第 1 号）、燃焼に必要な空気及び換気に関する事項（同項第 5 号）及び排気筒の構造に関する事項（第 1 2 条第 1 項第 3 号）等を準用していること。

また、燃料電池発電設備の特性上必要となる安全装置等については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年 3 月 2 7 日通商産業省令第 5 1 号）第 3 0 条の燃料電池設備の材料、第 3 4 条の非常停止装置及び電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年 3 月 2 7 日通商産業省令第 5 2 号）第 4 4 条の発電設備等の損傷による供給支障の防止に係る規定の例によることとしたこと。

さらに、出力 1 0 キロワット未満の固体高分子型燃料電池発電設備については、上記の安全装置等のほか、改質器の温度又は換気装置が異常となった場合にも非常停止装置を作動させることにより火災発生の危険性が低くなり、また、小規模なものは内在する可燃物量が少なく火災が発生した場合の影響が小さいため、屋外において建築物から 3 m 以上の距離を保有することを要しないこと、消防署への設置の届出を要しないこと等としたものであること。

##### 2 内燃機関を原動力とする発電設備に関する事項（第 1 2 条関係）

気体燃料を使用する出力 1 0 キロワット未満の内燃機関を原動力とする発電設備については、当該設備が鋼板製の外箱に収納され、外箱の断熱材又は防音材に難燃性のものを使用し、内部の温度が過度に上昇しないように有効な換気を行うことができる換気口を設けるほか、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第 2 7 条の非常停止装置に係る規定の例による場合には、火災発生の危険性が低くなり、

また、小規模なものは内在する可燃物量が少なく火災が発生した場合の影響が小さいため、屋外において建築物から3 m以上の距離を保有することを要しないこと、消防署への設置の届出を要しないこと等としたものであること。

### 3 その他

(1) 「ガスエンジン式及びガスタービン式常用発電設備並びにガスコジェネレーションシステムに係る発電部分の取扱いについて」(平成15年7月7日付け消防安第114号)の取扱いについて

本改正規定の施行日(平成17年10月1日)をもって、標記通知中、「1 ガスエンジン式常用発電設備及びガスコジェネレーションシステムに係る発電部分(発電出力10キロワット未満のものに限る。)に係る事項」については、その取扱いを廃止し、同通知中、2を次のとおり改めるものとしたこと。

1 外箱の板厚について

外箱の材料は鋼製とし、その板厚は、1.6 mm 以上であること。

2 次の(1)から(6)までの要件に適合すること。

(1) 発電出力について

発電出力10キロワット以上300キロワット未満のものであること。

(2) 外箱の断熱・防音に用いる材料について

外箱の断熱・防音に用いる材料は、電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令第85号)別表第8、1(2)ヒに規定する難燃性を有するものであること。

(3) 燃料が漏れた場合の安全対策について

燃料が漏れた場合、これを検知し自動的に燃焼部への燃料の供給を遮断する措置が講じられていること。ただし、漏れた燃料が速やかに外箱の外部に排出され、かつ、原動機室内へ漏れない構造となっているものを除く。

(4) 異常時の安全対策について

使用に際し、故障等により異常となった場合に、安全を確保するために、次のいずれかに掲げる安全装置が設けられていること。

なお、安全装置とは、自動的に燃焼部への燃料の供給を遮断し、かつ、当該燃料の供給を自動的に再開しないものをいう。

ア 外箱の温度が過度に上昇した場合において、自動的に燃焼部への燃料の供給を遮断する装置

イ 冷却液、潤滑油の温度が過度に上昇する等の異常が生じた場合において、自動的に燃焼部への燃料の供給を遮断する装置

(5) 電装基板の安全対策について

当該設備の電装基板は、使用される条件において変形等の異常が生じないものであること。

(6) 換気口の構造について

ア 換気口は、外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。

イ 換気口には、雨水等の侵入防止措置が講じられていること。

3 次の(1)から(4)までの要件に適合すること。

(1) 火災を封じ込めることができること。

(2) 耐食性を有する又は担保できること。

(3) 十分な強度を有すること。

(4) 外部からの衝撃に耐えられる又は衝撃を受けないような措置がされていること。

(2) 燃料電池発電設備について

燃料電池発電設備に係る改正規定については、平成17年10月1日から施行することとしているが、今回の条例(例)の一部改正の趣旨を踏まえ、施行日前においても当該規定に沿って指導されたいこと。

(3) 条例(例)で規定した燃料電池発電設備以外の燃料電池について

条例(例)第8条の3においては、当面設置が想定される別図の固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池又は熔融炭酸塩型燃料電池による発電設備で火を使用するものを対象としているが、これ以外の燃料電池について、設置の相談があった場合には、当室まで連絡すること。

# 火災予防条例(例)における発電設備体系図

燃料電池発電設備(第8条の3)

→ 火を使用する設備(改質器部分で火を使用することから)  
逆火防止装置は全てについて要しない

リン酸型燃料電池

熔融炭酸塩型燃料電池

固体高分子型燃料電池

第3条(炉)及び第12条(内燃機関を原動力とする発電設備)に係る規定のうちから必要な規定を準用

- ・建築物等及び可燃性の物品からの離隔距離に関する事項(第3条第1項第1号)
- ・燃焼に必要な空気及び換気に関する事項(同項第5号)
- ・排気筒の構造に関する事項(第12条第1項第3号) 等を準用

10kW未満+安全措置

上記で準用した規定のうち以下の規定については準用しない

- ・屋外において建築物から3mの距離を保有すること
- ・屋内における不燃室への設置
- ・消防署への設置の届出 等

内燃機関を原動力とする発電設備(第12条)

→ その使用に際し、火災発生危険性のある設備

10kW未満(気体燃料を使用)+安全措置

- ・屋外において建築物から3mの距離を保有することを要しない
- ・消防署への設置の届出を要しない 等

上記以外

・従来の規制と同じ